

令和6年度第1回広島県青少年健全育成審議会議事録

1 開催日時及び場所

令和6年6月27日（木）10時～10時55分
広島県庁本館3階301会議室（広島市中区基町10-52）

2 委員の現在数及び審議会に出席した委員の数

委員の現在数 10人
出席委員数 10人

3 出席した委員の氏名

秋野成人、生田真紀、板倉妙子、大平久美子、岡原秀樹、齋藤圭子、戸川喜史、中谷隆、新延浩二、船本夕里亜

4 議題

広島県青少年健全育成条例の改正検討について

5 担当部署

広島県環境県民局県民活動課 TEL（082）513-2740（ダイヤルイン）

6 会議の内容

（1）開会

委員総数10名のうち10名全員が出席し、広島県青少年健全育成審議会規則第3条第3項により、定足数を満たしていることを事務局が確認した。

（2）議事

ア 議事録署名者の決定

会長が、新延委員を指名した。

イ 広島県青少年健全育成条例の改正検討について

事務局が、資料1～資料7により説明した。

ウ 意見聴取

（会長）

昨年の審議会において、広島地検との協議が長引いており、改正内容に修正が入った場合は再度審議していただくことを伝えていた。今回、広島地検から青少年の性被害の防止対策の強化に係る内容について意見があつたため、淫行・わいせつ行為の勧誘等の規制という新たな規定を新設する整理をされた。この審議会では初めて議論していただく内容となる。他の改正内容については既に議論していただいた内容から修正はない。

新設の淫行・わいせつ行為の勧誘等の規制について、御意見があればお願ひしたい。

（副会長）

改正内容について異論はない。確認だが、岡山県の非行助長行為の禁止規定の例が示されているが、本県の条例に同様の規定はあるのか。

（事務局）

非行助長行為の禁止規定はない。

（副会長）

規定はないが今回、本県では大きく網を広げるのではなく、性被害対策に焦点を絞った内

容としたということか。他県にはない規定になるとは思うが承知した。

(委員)

広島地検から面会要求行為を処罰することに対して疑問が出たため、より直接的な淫行・わいせつ行為の勧誘を規制対象とする整理という理解でよいか。

(事務局)

はい。

(委員)

他県の事例から、淫行・わいせつ行為の勧誘禁止規定は実効性があるということか。勧誘禁止規定は淫行未遂とも異なる気がするし、条例に淫行未遂規定はないが勧誘行為の禁止のみ規定するのか。

(事務局)

条例では淫行未遂に係る処罰規定はない。今回の改正案にも淫行未遂の規定は設けていない。広島地検からは、刑法の不同意性交等罪には未遂規定があるが条例の淫行罪には未遂規定ではなく、淫行既遂と面会要求行為の間に処罰対象の空白ができるので、面会要求を処罰対象とすることに対して疑義があった。非行助長行為の禁止規定のある県では、この規定の淫行勧誘行為の禁止により逮捕した事例もあり、実効性はあると考える。実際に淫行に至らなくても勧誘したことをもって処罰されている。

(委員)

県警のボランティアをしているが、先日小学校で「SNSを使った被害に遭わないために」という講座を開いた。小学5年生の半数がインターネットを利用して、スマホを早くから使い始めているが危険性を理解していない。最終的には警察がインターネットに公開した画像を削除できると勘違いしていて、大変ショックを受けた。繰り返し言つていかないといけないと実感した。スマホの危険性については、学校だけでなく社会全体で注意していくべきないと感じた。これまで中学校からの講座の依頼が多かったが、今後は小学校からの依頼も増えると思う。

(会長)

新設の淫行・わいせつ行為の勧誘禁止規定の罰則については、淫行禁止規定の罰則との関係で淫行禁止規定の半分くらいに設定している県が多いので、本県も同様の考え方で設定しているがこれでよいか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

本来であれば、刑法の面会要求行為の規制を受ける形で、条例で16、17歳に対象範囲を広げてカバーする予定であった。しかし処罰の発展段階がある中で、広島地検からは、条例には淫行未遂の規定がないのに準備・予備的行為である面会要求行為を処罰対象とするのは、既遂からいきなり準備・予備的行為にとんで処罰することになり、違和感があるとの指摘であった。

他県の条例の例では、淫行未遂はない代わりに非行助長行為の禁止規定が設けられていて、淫行未遂に近い部分がカバーされている。

今回の改正案では、面会要求に係る部分についても勧誘・強要という行為が必要であるが、手段を問わず逮捕できる規定となっていて、こちらでカバーしていくこととなる。今後、刑法の執行状況を踏まえて面会要求行為の規制が必要になってくれば、また見直しを検討することになるだろう。刑法は5年後に見直しされるので、現行の刑法がどのように運用されていくのかを踏まえて見直しが必要となるかもしれない。それに応じて条例も今後検討される

ことになるだろう。

(副会長)

今回の改正内容は、淫行・わいせつ目的で面会要求したことが録音データ等で確認できれば処罰対象となると思うので、面会要求についても一部が淫行・わいせつ行為の禁止規定で処罰されると考える。

(会長)

それでは、淫行・わいせつ行為の勧誘等の規制、性的な画像等（児童ポルノ等）の提供要求行為の規制、青少年（18歳未満）への罰則適用の見直し、青少年のインターネット利用環境の整備（フィルタリングに関する規定）の4件については、改正案のとおりでよいか。またこのうち、青少年への罰則適用除外を除く3件については、施行日は公布後概ね3か月後としているが、問題ないか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

承知した。今後、7月にパブリックコメントが実施される。青少年の罰則適用除外については180度規定が変わるし、様々な意見も出てくると思う。意見が出た場合、審議会で改めて議論していただくのではなく、意見を踏まえて会長と事務局で対応させていただく。

改正素案の概要については、他に御意見がなければ承認いただいたということでおいか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

その他、全体を通じて御意見があれば伺いたい。

板倉委員から教育の徹底が必要だと御意見があった。子供にとっては生まれたときからインターネット環境があり親も使っているので、生活に便利な手段と捉えているが、危険な部分を理解していない。子供はインターネットは有益で安全なものだと考えているので、そうではないということを理解させるのに時間がかかる可能性があると思う。

また、性的自己決定権についても、周りから影響されず自分で判断できるような環境づくりが必要だと御意見もあったので、今後具体的なプランを示していただければと思う。

(副会長)

学校現場ではフィルタリングの設定に抵抗を示す保護者がいるのか。

(委員)

フィルタリングは必ず勧めるようにしている。保護者に設定するかどうか聞いたことはない。行政がフィルタリングについて規制してくれるならば、それが一番効果的である。子供がどんな使い方をしているのか親が知らないこともある。

(事務局)

県では毎年度、青少年のインターネット利用状況調査を実施しており、フィルタリング利用率は概ね3割程度となっている。理由の詳細は把握できていないが、携帯電話の契約時に店頭ではフィルタリングを設定しても、使っていくうちに不便だから親に外してもらったり、子供がパスワードを知って自ら解除することもあると聞いている。契約時点ではフィルタリング利用率は高いと思うが、1年経つと下がる傾向にあるようだ。

(委員)

子供は保護者のマネをするので、銀行のキャッシュカードの暗証番号を知ってお金を下ろしたり課金したりすることもある。大人も気をつけないといけない。

(事務局)

親子でのインターネットに係るルール作りも必要である。スマホを持ち始める年齢も下がってきて、塾通いを始める小学3・4年生から持ち始めることも増えてくる。以前資料をお配りしたが、4年生に向けて親子でインターネットの利用について話し合ってもらえる啓発資料を配っている。保護者に向けての啓発については、今後もしっかり行っていきたい。

(副会長)

保護者の認識も変えないといけない。一度インターネット上に情報を公開してしまったらその情報は流出する。親も子供と一緒に考えないといけない。

(委員)

作業所の知的障害が多少ある女の子が性被害に遭っている。最初はちやほやされるのでついて行ってしまい結果として病院での処置が必要になる。障害のある人に対してもインターネットの危険性について勉強会をしないといけないと思っている。こういった対応もしていただけなのか。

(委員)

電子メディア協議会等の団体や広島市でも対応できると思うので、相談されたらよいと思う。

(会長)

包括的に網をかけて色々なところで色々なシステムを動かしていくかないと、ピンポイントでは対応できないだろう。適切な対応ができるように対応機関全体のレベルが上がるようにならないといけない。

昔は怖いものには距離を置く感じだったが、今は便利だと感じると危険な部分を見ないようにしてしまう。そういうところに付け込む詐欺等も増えている。悪い大人は子供の信用しやすい部分を利用して相手をおとしめることもある。ただ逆に子供には懐疑的になられても困る。自分を守るために疑いを持たないといけないこともあるが、それでは社会で生きていくのは難しいところもあるので、ちゃんとした信頼関係を築けるよう、自分で判断できるような教育環境を作っていくことが大切である。大人も勉強していかないといけない。

(委員)

最近では教師が逮捕される事案が多発しているので、県PTA連合会としても県教育委員会に要望書を提出するなど働きかけているところである。教師が見本にならないといけないのになっていない。県教育委員会としても指導していると思うが浸透しておらず、次々と不祥事事案が発生している。この現状をPTA連合会としてもどうにかしたいと思っているが、県から働きかけていただくことはできないか。廿日市市の事件の時には県教育委員会に強く要望したが、教師の不祥事事案は増えている。

(副会長)

学校だけでなく学童保育でも大丈夫かと心配になる。やはり信頼関係が大事だと思う。

(委員)

こういった改正内容がきちんと教師に周知できればよいが、学校では働き方改革もありなかなか周知が難しいのだろう。県教育委員会と一緒にになってやってもらえば変わってくるのではないかと思う。教師の意識を変えないといけない。

(委員)

今はPTAへの保護者の参加は自由となっている。以前は保護者がよく学校出入りしていたが、最近は学校に保護者が出入りしないので、学校は教師と子供の世界になり、閉じられている。

(会長)

青少年の活動領域も広がってきており、見えない領域での活動がむしろコミュニケーション

ヨンの場であるのかもしれない。青少年がインターネットを利用する事が多くなってきている状況なので、この状況の改善のために何ができるか、色々な方の知恵を借りないといけない状況になってきている。

今回、性犯罪に係る部分について刑法の改正との関係で、従来、淫行未遂規定がなかったところに未遂規定そのものを設けるわけではないが、淫行に至る手前の危険な部分について淫行・わいせつ行為の勧誘禁止規定を設けて少しでも手厚く保護できるようにして、さらにフィルタリングについてもより実効性を持たせることができるように条例改正しようとしている。

本県の青少年の育成が全国のモデルになることを目標に、できるだけ多くの方の関与と参加をいただき、県が主導でよりよい環境づくりができればよいと考える。

この条例改正の内容については審議会に諮問されているので、審議を踏まえて答申案をとりまとめることになるが、答申案の作成については会長に一任していただいてよいか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

他にないようなので、本日は終了とさせていただく。

(3) 閉会

7 資料一覧

資料 1 県知事諮問

資料 2 広島県青少年健全育成条例改正素案について

資料 3 青少年の性被害及びインターネットを介した被害の状況（広島県・全国）

資料 4 全国都道府県の状況（条例による非行助長行為の禁止）

資料 5 全国都道府県の状況（条例による児童ポルノ等提供要求の規制）

資料 6 全国都道府県の状況（条例に定める罰則の青少年への適用除外）

資料 7 全国都道府県の状況（条例によるフィルタリング関係規制）

参考資料 1 広島県青少年健全育成条例（関係部分抜粋）

参考資料 2 児童ポルノ禁止法について（概要）

参考資料 3 青少年インターネット環境整備法について（概要）